

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
3	R4. 6. 19	R4. 8. 12	番号 裁決日 裁決の文書記号・番号 1 令和3年10月1日 3総総法査第190号 2 令和3年10月11日 2総総法査第389号 3 令和3年10月12日 2総総法査第26号 4 令和3年10月13日 2総総法査第148号 5 令和3年10月13日 3総総法査第164号 3総総法査第245号 6 令和3年10月13日 3総総法査第302号 7 令和3年10月19日 3総総法査第313号 8 令和3年10月20日 2総総法査第373号 2総総法査第417号 9 令和3年10月22日 31総総法査第1090号 10 令和3年10月22日 31総総法査第1228号 11 令和3年10月25日 31総総法査第1065号 12 令和3年10月26日 3総総法査第398号 13 令和3年11月16日 2総総法査第157号 14 令和3年11月17日 2総総法査第1054号 2総総法査第1055号 2総総法査第1056号 2総総法査第1057号 2総総法査第1058号 15 令和3年11月22日 3総総法査第356号 16 令和3年11月25日 30総総法査第1290号 30総総法査第1291号 30総総法査第1292号 17 令和3年11月25日 3総総法査第120号 18 令和3年11月26日 2総総法査第1012号 19 令和3年11月29日 3総総法査第388号 20 令和3年12月7日 3総総法査第366号 21 令和3年12月7日 3総総法査第76号 22 令和3年12月7日 3総総法査第77号 23 令和3年12月10日 3総総法査第86号 24 令和3年12月13日 2総総法査第228号 25 令和3年12月15日 2総総法査第188号 26 令和3年12月15日 2総総法査第314号 27 令和3年12月20日 31総総法査第1154号 31総総法査第1155号 28 令和3年12月21日 2総総法査第154号 29 令和3年12月21日 3総総法査第178号 30 令和3年12月21日 3総総法査第401号 31 令和4年1月11日 3総総法査第399号 32 令和4年1月11日 3総総法査第431号 33 令和4年1月11日 3総総法査第6号 34 令和4年1月18日 2総総法査第197号 35 令和4年1月18日 3総総法査第522号 36 令和4年1月20日 2総総法査第553号 37 令和4年1月20日 2総総法査第587号 38 令和4年1月21日 3総総法査第599号 39 令和4年1月26日 3総総法査第165号 40 令和4年1月26日 3総総法査第558号 41 令和4年1月27日 31総総法査第363号 42 令和4年2月4日 2総総法査第76号 43 令和4年2月4日 3総総法査第234号 44 令和4年2月4日 3総総法査第235号 45 令和4年2月4日 3総総法査第236号 46 令和4年2月4日 3総総法査第420号 47 令和4年2月24日 31総総法査第134号 48 令和4年2月28日 3総総法査第341号 49 令和4年2月28日 3総総法査第514号 50 令和4年2月28日 3総総法査第645号 51 令和4年3月4日 3総総法査第227号 52 令和4年3月4日 3総総法査第287号 53 令和4年3月4日 3総総法査第407号 54 令和4年3月18日 3総総法査第766号 55 令和4年3月22日 2総総法査第2号 56 令和4年3月22日 3総総法査第118号 3総総法査第149号 57 令和4年3月22日 3総総法査第553号 58 令和4年3月24日 31総総法査第1216号 59 令和4年3月28日 3総総法査第216号 3総総法査第217号 60 令和4年3月28日 3総総法査第749号 61 令和4年3月29日 3総総法査第780号 62 令和4年3月30日 3総総法査第702号 63 令和4年3月31日 2総総法査第164号 64 令和4年3月31日 2総総法査第200号 65 令和4年3月31日 2総総法査第210号 66 令和4年3月31日 2総総法査第214号 67 令和4年3月31日 2総総法査第269号 68 令和4年3月31日 2総総法査第512号 2総総法査第513号 69 令和4年3月31日 2総総法査第843号 70 令和4年3月31日 3総総法査第585号 71 令和4年3月31日 3総総法査第624号	458		1												(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが権利利益を侵害するものであるため	総務部法務課

